

遺産分割協議書

平成九年四月吉日 日岡山市 三丁目八番地吉 六いぬごろんの死亡によって開始した相続における共同相続人であるいぬいち、いぬわん、いぬにい及びいぬさんは、その相続財産について、次の通り遺産分割の協議をした。

一、相続財産中、岡山市 三丁目八番地吉 六宅地式 九・六 平方メートルの土地及び岡山市 三丁目八番地吉 六所在家屋番号八番吉 六軽量鉄骨造瓦葺二階建居宅床面積一階四六・八七平方メートル二階式参・吉吉平方メートルの建物、木造スレート葺平屋建物置床面積式・四七平方メートルの附属建物はいぬいち（持分式の吉）、いぬわん（持分四分の吉）及びいぬにい（持分四分の吉）の共有とする。

二、相続財産中、右記の土地、居宅及び附属建物の代償分割として、いぬさんはいぬわんから吉拾五万円及びいぬにいから吉拾五万円を受け取る。

右の協議を証するため、この協議書四通を作成して署名押印し、各自その吉通を保有するものとする。

平成五年四月九日

岡山市 三丁目八番地吉 六

いぬ いち 印

岡山市 三丁目八番地吉 六

いぬ わん 印

大阪市旭区 四丁目六番式参号

いぬ にい 印

富山県氷見市伊勢大町一丁目式番式吉号

いぬ さん 印